

さめがわファンクラブ規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「さめがわファンクラブ（以下、「ファンクラブ」という。）」とする。

(目的)

第2条 ファンクラブは、鮫川村の四季折々の自然景観やそこに息づく生活風景、村内で開催されるイベントや行事、特産品等、鮫川村の魅力を村内外に広く発信することによって、鮫川村を応援したいと思うファンを増やすとともに、鮫川村を訪れてもらう機会や相互交流（人的・物的）の創出につなげていくことを目的とする。

(事務局)

第3条 ファンクラブの運営に関する事務局は、農林商工課商工観光係（以下「事務局」という。）内に置くものとする。また、次に掲げる業務を所管する部署と連携して運営を行い、積極的な情報発信等に努めるものとする。

- (1) 移住・定住相談受付、空き家対策（総務課企画情報係）
- (2) ふるさと納税の案内・受付（総務課財政係）
- (3) 村営住宅・定住促進住宅入居申し込み（地域整備課建設係）
- (4) その他地域づくり全般、広報・広聴（総務課企画情報係）

(会員)

第4条 この規約において「会員」とは、ファンクラブの目的に賛同し、この規約を承諾し、入会手続きを完了した者をいう。

2 会員は、いずれかの種別に該当するものとする。

- (1) 正会員 入会申込書により入会の手続きを行い、会員証を所持する者（LINEの友だち登録を行っている者も含む）
- (2) 準会員 LINEにおいて友だち登録を行い、情報提供等を受ける者（会員証の未発行者）

3 会員は、会員以外の者に対して鮫川村の魅力をPRし、鮫川村に興味を持ってもらえる人を増やすことに協力するものとする。

(入会金および会費)

第5条 ファンクラブへの入会金および会費については無料とする。ただし、鮫川村公式ホームページやファンクラブ公式LINEアカウント等を閲覧または利用する際に発生する通信費については、会員が負担するものとする。

(正会員の入会手続き)

第6条 正会員としてファンクラブに入会を希望する者（以下、「入会希望者」という。）は、事務局に入会申込書を提出することにより、入会を申し出るものとする。

2 事務局は、次に掲げる項目に該当する場合は、入会を承認しないことがある。

- (1) 入会の申し込みにあたり、虚偽の内容があったことが判明した場合
- (2) 入会希望者が、暴力団もしくは暴力団関係の構成員である場合
- (3) 宗教団体への勧誘活動、または違法な販売活動を行うものと認められる場合
- (3) その他入会を承認しない正当な事由がある場合

3 第1項の入会申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申し込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して会員証を発行する。

4 会員としての資格は、事務局から会員証が送付され、申込者に到達したときから発生するものとする。

5 会員証は、他人への転売、貸与または譲渡することはできない。

(準会員の入会手続き)

第7条 事務局がファンクラブに関する各種情報提供のために運用するLINEアカウントにおいて、情報を受信可能な状態にする「友だち登録」をすることで、ファンクラブに入会したものとみなす。

(個人情報の取り扱い)

第8条 事務局は、正会員を特定することができる登録情報(以下「個人情報」という。)について、会員の管理やサービス内容の告知、その他のサービス提供の目的達成に必要な範囲を超えて利用してはならない。

2 事務局は、以下の場合を除き、会員の個人情報を第三者に開示または提示をすることができない。

- (1) 本人の承諾がある場合
- (2) 公共利益の保護の必要がある場合、または法令に基づき開示を求められた場合
- (3) イベントのお知らせ文書等の発送について、外部事業者に委託する場合

(会員登録情報の変更)

第9条 会員が入会申込時に登録した情報に何らかの変更が生じた場合は、速やかに登録情報を変更しなければならない。

(会員の禁止行為)

第10条 会員は、ファンクラブが提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、あるいは第三者もしくはファンクラブの著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、あるいは侵害するおそれのある行為
- (2) 他の会員、あるいは第三者もしくはファンクラブを誹謗中傷する行為、またはファンクラブの運営を妨げる行為
- (3) 事実に反する情報または公序良俗に反し、もしくはそのおそれのある情報を他の会員あるいは第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙活動、政治活動、宗教活動、その他これらに類する行為
- (5) 事務局の許諾なくファンクラブに関する情報もしくはファンクラブが発信する情

報を用いた営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為
(6) その他、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(会員資格の喪失)

第11条 会員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失するものとする。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員資格を取り消すことができるものとする。

(1) 前条の各号に掲げる行為を行ったとき

(2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき

(3) 会員が登録した住所や電話番号、メールアドレス等に事務局から連絡をした際に応答を拒否した場合、あるいはすでに使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、事務局が会員として不相当であると判断したとき

(事業の実施)

第12条 ファンクラブは、第2条の目的を達成するために会員に対する情報の提供のほか、会員を対象とした物品やサービスの提供など、必要な事業を行うものとする。

(損害賠償)

第13条 事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士または会員と第三者との間で生じた問題および損害等、すべての事項に関していかなる責任も負わず、賠償する一切の義務を負わないものとする。

(規約の変更)

第14条 事務局は、ファンクラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページに掲載する等の方法により、会員に対して変更内容を周知することとする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。